

岡山市・瀬戸内市周遊促進ツアー商品造成業務委託仕様書（案）

1 業務名

岡山市・瀬戸内市周遊促進ツアー商品造成業務

2 委託期間

契約締結の日から令和7年1月31日まで

3 業務の目的

岡山市・瀬戸内市観光連携事業実行委員会（以下「委託者」という。）では、岡山市及び瀬戸内市（以下「両市」という。）に共通して所在する瀬戸内海や歴史文化に関する観光資源などを活かして、観光客が両市を周遊することを促進する観光連携事業を実施することとしている。

本業務は、2025年開催の大阪・関西万博や瀬戸内国際芸術祭2025にあわせて瀬戸内海の魅力を、また、古くから焼き物や刀剣などレベルの高いものづくりの地であった両市の魅力をそれぞれ情報発信することにより、観光地としての認知度の向上を図り、観光客に両市への来訪を促すことを目的に実施する。

4 業務の内容

「海」と「ものづくり」をテーマに、両市の観光素材を活用したモニターツアー商品の開発・造成・販売を行い、モデルコースを作成する。

(1) 両市を巡る旅行商品（岡山市・瀬戸内市周遊促進ツアー）の企画実施

実施内容等を理解の上、下記①②の両市を巡る旅行商品を造成・販売・催行すること。

①「海」をテーマにしたモニターツアー

②「ものづくり」をテーマにしたモニターツアー

ア 実施期間・催行回数

期間：令和6年7月1日（月）～11月30日（土）

催行回数：各ツアー1回

※上記回数以上の催行が可能である場合は加対象とするので提案すること。

※本仕様書でいう催行回数とは、ツアーの実施回数と同義であり、ツアーを2回設定したとしても、実施が1回だった場合の催行回数は1回である。また、同日に同一プランでバスを2台以上運行した場合も催行回数は1回とカウントする。

イ 実施内容

本業務に適したターゲットを設定した上で、次の条件を満たす旅行商品を造成すること。

(ア)・「海」をテーマにしたモニターツアー

関西圏を発着地とし、新幹線で来岡した上で両市を巡る日帰りのコースを催行すること。行程の一部に船を利用すること。

・「ものづくり」をテーマにしたモニターツアー

関西圏を発着地とし、新幹線で来岡した上で両市を巡る日帰りのコース又は岡山駅を発着地とした両市を巡る日帰りのコースを催行すること。

(イ) コース造成にあたっては、コースごとに、各テーマに沿った特色を持たせることで興味ある参加者に訴求できるものとし、各コース案を提案の上、実施すること。なお、訪れる観光素材及び食事については、両市のいずれかに偏り過ぎないように配慮すること。ただし、最終行程は、委託者と協議して決定するものとする。

(ウ) 本業務において、岡山市・瀬戸内市内での移動は、参加者の評価の把握及び行程の確保などから、バス移動が望ましいが、一部タクシーや公共交通機関等の利用があっても構わない。ただし、ガイドが同行する形をとるなど、参加者の評価の把握や事前に定めた行程が確実に実施される手法を取ること。

なお、最少催行人数について委託者からは指定はしないが、各ツアーの内容とともに提案すること。

ウ 実施方法

受託者は、商品造成に伴う調整や参加者の募集、申込みの受付、催行に伴う問い合わせ、旅行契約の締結等の商品造成から実施までの業務を行うこと。

(ア) 募集期間

特に期間の定めはないが、多くの参加者が見込める事業計画とすること。なお、旅行実施についての判断は、標準旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）第17条第3項に定める通知期限までに判断を行うこと。（出来る限り直前まで対応することが望ましい。）

(イ) 周知広報

旅行商品を周知広報するためのプロモーションを実施すること。

a テーマごとに発着地を中心に旅行商品の販売プロモーションを行うこと。

b 実施にあたっては、WEB、SNS等のオンライン媒体による広報に加え、チラシや旅行会社の窓口など、効果的な広報を行うこと。具体的

な広報手法は提案によるものとする。ただし、募集用チラシを制作する場合は、制作部数及びプロモーションに効果的な配布先も提案すること。なお、チラシの設置に費用がかかる場合は委託費に含める。

※作成したデータはPDF形式で市に納品すること。

(ウ) 集客目標

集客目標：60名（各テーマごとに30名とする。）

(エ) 旅行代金

自由提案とする。ただし、委託料を財源にすることで通常の旅行代金より価格を安価にするなど参加者にお得感を感じさせるとともに、事業規模を拡大させ、多くの参加者が見込める魅力的なツアー造成を行うこと。

(オ) 委託料の減額

各テーマごとに参加者数が集客目標に満たない場合、その割合に応じて委託料を減額する。なお、減額は参加者数が80%未満の場合行う。

委託料を1/2ずつ各テーマに振り分け、そこから減額を行う。

(計算方法)

委託料が150万円で参加者数が

テーマ「海」のモニターツアー 40名（133%）

テーマ「ものづくり」のモニターツアー 18名（60%）だった場合

・テーマ「海」：委託料の1/2=750,000円

→参加者数が30名以上のため減額を行わない。

・テーマ「ものづくり」：委託料の1/2=750,000円

→参加者数が30名の80%未満のため減額を行う。

$750,000円 - 750,000円 \times (60\% \div 100\%) = 300,000円$

→300,000円の減額

なお、受託者の提案で集客目標数を仕様以上にする場合、増員分については本項の対象外とする。

(カ) その他留意事項

a 事前に運行計画、実施計画を策定し、船の運航会社などツアーを実施する上で必要な関係者や立寄り先など、ツアーの実施に必要な事項について事前調整を行うこと。

b 安全かつ適切に送客できるバスを手配し、運行するとともに、乗客へのおもてなしに努め、安全運転には十分に注意すること。

c コース、出発日ごとの参加者数をカウントし、委託者に随時報告すること。

エ 不可抗力によるツアーの中止

悪天候、災害の発生などの不可抗力を事由として、ツアーを中止した場合は、中止に伴って発生した経費を本業務に係る経費とすることができる。ただし、

ツアーの振替えや中止となったツアーの申込者に対し別日程の参加を促すなど調整に努めること。

(2) 事業効果の調査・分析

- ① ツアー参加者に対しアンケート調査を実施するとともに、催行に際して把握した良い点、悪い点、問題点などにより本事業の効果を調査・分析すること。また、アンケート項目について提案すること。
- ② 調査にあたっては、両市の観光素材の認知度や、ツアー購入のきっかけ、満足度や評価など、可能な限り把握すること。
- ③ その他本事業の実施による効果も合わせて調査・測定・分析すること。
- ④ なお、調査・分析の結果について随時、報告を行うとともに、後記の業務実施報告書により取りまとめること。

(3) モデルコースの造成

- ① 次年度以降に、旅行商品の販売やプロモーションに活用できる両市を巡る以下の(ア)～(エ)のモデルコースを各1コース以上造成し、資料を作成すること。
 - ・(ア) テーマ「海」(団体旅行向け)
 - ・(イ) テーマ「海」(個人旅行向け)
 - ・(ウ) テーマ「ものづくり」(団体旅行向け)
 - ・(エ) テーマ「ものづくり」(個人旅行向け)
- ② 資料には、セールスポイントや画像等を組み合わせ、視覚的にわかりやすいものとする。また、アクセス方法や料金などの詳細を記載し、その資料を基に旅行商品の造成や、個人旅行者が両市を周遊できるようなものとする。なお、WEB等への掲載及び商談会での使用を意識したデザインとすること。
- ③ 資料の形式は、パワーポイント、ワード等の二次利用が可能な形とする。
- ④ 事業実施内容を踏まえ、モデルコースを「開発して終わり」とならず、モデルコースを定着させるためのアイデアや今後の展開手法について、資料に盛り込むこと。

(4) その他

本仕様書に記載がない事項について、本業務の効果を高めるための独自提案を企画提案書に記載すること。

5 適用範囲

本仕様書は、委託者が受託者に委託する本業務全般の基本的内容について定めるものであり、本仕様書に明記されていない事項であっても、本業務を効果的に実施

する上で必要な業務については、企画提案し、委託者との協議の上、受託者の負担と責任において誠実に履行すること。

6 協議

- (1) 本業務の実施期間中において、受託者は委託者と緊密な連絡に努め作業を遂行しなければならない。また、委託者は必要に応じて本業務の実施状況を調査し、又は報告を求めることができる。なお、協議で決定し、又は委託者が指示した事項等について、受託者は定期的にその進捗を報告すること。
- (2) 委託者が必要と認めたときは、作業の変更又は中止をすることがある。この場合の変更について、委託契約書に明記されていない場合は変更後の条件を両者の協議により定めるものとする。

7 契約時に提出する書類

受託者は、本業務を実施するにあたり以下の書類を作成し、委託者の承諾を得なければならない。

- (1) 委託業務着手届
- (2) 工程表（委託作業表）
- (3) 業務責任者届
- (4) 下請負通知書（本業務の一部を再委任する場合に限る。）

8 知的財産権等

- (1) 受託者は、本業務委託範囲内で製作した成果物及び制作物の素材データが著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいい、第27条、第28条に定める権利を含む。）を、本委託業務完了時に委託者に無償で譲渡するものとする。
- (2) 受託者は、本業務委託において製作した成果物が著作物に該当する場合において、委託者並びに委託者より正当に権利を取得した第三者及び当該第三者から権利を承継した者に対し著作者人格権（公表権、氏名表示権、同一性保持権）を行使しない。
- (3) 受託者は、本業務委託で製作する成果物（広報媒体等）に第三者が権利を保有する素材（タレント等の著名人、キャラクター、音楽等）を使用する場合には、受託者の負担により委託者と当該第三者との間でライセンス契約の締結等、必要な措置を講じるものとする。
- (4) 受託者は、著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法

令に基づき保護される第三者の権利・利益及び肖像権、パブリシティ権その他法的保護に値するとされている第三者の権利・利益の対象となっている素材・材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

(5) 本業務委託において、第三者からの権利の主張、損害賠償請求等が生じたときは、受託者の責任と負担によりこれを処理解決するとともに、委託者に損害が生じた場合にはその損害を賠償しなければならない。

9 法令・条例等の適用

受託者は、業務の実施にあたり次に掲げる法令・条例等を準用し、これを遵守しなければならない。

- (1) 旅行業法（昭和27年法律第239号）
- (2) 岡山市契約規則（平成元年規則第63号）
- (3) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）
- (4) その他の関係法令など

10 秘密の保持

- (1) 受託者は、業務上知り得た秘密・個人情報を業務以外の目的に使用し、又は委託者の事前の承諾を得ることなく第三者に開示してはならない。
- (2) 受託者は、個人情報保護の重要性を認識し、業務の実施にあたっては、個人情報の保護に関する法律に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失、き損、紛失、改ざんの防止その他個人情報保護に必要な措置を講じなければならない。また、別途「個人情報の取扱いに関する覚書」を締結すること。

11 損害の賠償

本業務遂行中に受託者が委託者若しくは第三者に損害を与えた場合又は第三者より損害を受けた場合は、直ちに委託者にその状況及び内容を書面により報告し、委託者の責に帰すべき事由によるものを除き、すべて受託者の責任において処理解決するものとし、委託者は一切の責任を負わない。

12 貸与資料等

受託者が本業務を実施する上で必要となる資料等のうち、委託者が提供することが可能な資料等は、委託者が受託者に無償で貸与するものとする。

貸与された資料等は、その重要性を認識し取扱い及び保管を慎重に行うこと。また、本業務において貸与した資料等は、契約期間満了後若しくは契約解除されたとき又は本業務履行上不要になった場合は委託者に返還しなければならない。

1.3 成果品及び業務報告書

(1) 提出物

ア 業務実施報告書及び作成したモデルコース

・印刷物（A4版）1部及び電子媒体（DVD等）2部

イ チラシ・ポスター等広報物のPDFデータ

(2) 提出期限 令和7年1月31日（金）

(3) 提出場所 岡山市・瀬戸内市観光連携事業実行委員会事務局
（岡山市産業観光局観光部プロモーション・MICE推進課内）

1.4 その他

(1) 本業務の開始から終了までの間、経過内容全般を常に把握している専任担当者を置き、円滑な実施のために定期的に委託者と連絡調整を行うこと。

(2) 本業務実施に関連して使用するデータ、画像等の著作権等の権利については、受託者において使用許可等を得ること。なお、これらを怠ったことにより著作権等の権利を侵害した時は、受託者はその一切の責任を負うこと。

(3) 本業務に伴う必要な経費は、受託者が負担すること。

(4) 本業務を再委託する場合、事前に再委託範囲及び再委託先を委託者に通知しその承認を得ること。再委託範囲は受託者が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は受託者の責任において解決すること。

(5) 本業務に係る各種の証拠書類については、事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

(6) 本業務遂行中に受託者が委託者若しくは第三者に損害を与えた場合又は第三者から損害を受けた場合は、直ちに委託者にその状況及び内容を書面により報告し、すべて受託者の責任において処理解決するものとし、委託者は一切の責任を負わないものとする。

(7) この仕様書に定めのない事項又は疑義が発生した場合は、速やかに委託者と受託者とが協議して決めるものとする。